

指定就労継続支援 A 型事業所 管理者 殿

岡山県保健福祉部
保健福祉課指導監査室長
(公 印 省 略)

指定就労継続支援 A 型事業所の経営状況の確認等について

県が所管する指定就労継続支援 A 型事業所においては、平成 29 年 3 月 30 日付け障障発 0330 第 4 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知（平成 30 年 3 月 2 日付け障障発 0302 第 1 号改正）に基づき、昨年度、経営の実態把握を行い、経営改善が必要な場合は経営改善計画書を提出いただいたところですが、その後の取組状況等を確認するため、次のとおり必要書類の提出を求めます。

記

1 就労支援事業活動収支状況確認票等の提出

(1) 提出書類

提出書類	対象事業所
① 就労支援事業活動収支状況確認票	全事業所 *平成 29 年度において経営改善計画書を作成していない事業所を含む。
② 就労支援事業別事業活動明細書等（県指定様式） （表 1、2、3、4） * 表 2～4 は、事業所の実態による。	
③ 直近の法人（事業者）の決算書（既存資料） ・貸借対照表、損益計算書、事業活動計算書等	

(2) 提出期限 平成 30 年 9 月 28 日（金）

※ 経営改善計画期間が 9 月末の事業所は、報告期限後速やかに提出願います。

(3) 報告の対象となる会計期間

（経営改善対象事業所） 改善計画期間（法人の会計年度と一致しない場合あり）
（ 上記以外 ） 直近の会計年度（指定後間がない場合は直近数ヶ月間）

2 経営改善計画書の提出

(1) 提出書類

提出書類	対象事業所
① 指定就労継続支援A型事業所 経営改善計画書 (別紙様式2-1)	就労支援事業活動収支状況確認票の指定基準条例違反の有無が「違反している」事業所
② 経営改善期間中の具体的改善策と実施時期等 (別紙様式2-2)	

(2) 提出期限 平成30年9月28日(金)

※ 経営改善計画期間が9月末の事業所は、報告期限後速やかに提出願います。

(3) 提出に当たっての留意点等

ア 経営改善計画期間は、原則、「平成30年10月1日～平成31年9月30日」としててください。

イ 経営改善計画書の「現在」は、「平成29年度実績」を記載してください。
(「就労支援事業活動収支状況確認票」の今期実績の期間とは一致しない場合があります。)

ウ 利用者の退所や賃金の引き下げ等を不当に行うことで収益改善を図るような経営改善計画は認められません。

(4) 経営改善計画書の作成について

生産活動事業収入から生産活動に必要な経費を控除した額が、利用者賃金総額以上となっていない事業所は、指定基準省令第192条第2項を満たしていないこととなり、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(以下「法」という。)第50条第1項第4号に該当する(県条例に規定する基準に従って適正な運営ができない。)ことから、指定の取消し又は指定の全部若しくは一部の効力の停止の対象となりますが、県が収益改善の見込みがあると認める場合は、経営改善計画書の提出により、1年間の経営改善のための猶予期間とするものです。

今回、該当事業所には経営改善計画書の提出を求めますが、計画期間中の収益改善が見込まれないと判断される場合には、法第49条の規定に基づき、勧告・命令の措置を講じ、指定の取消しや効力の停止を検討することとなります。

また、報告に応じない場合や、記載内容に虚偽がある場合も、同様となります。

3 提出・問合せ先

事業所の所在地	提出・問合せ先	連絡先
備前県民局管内 (岡山市を除く)	備前県民局健康福祉課事業者第二班 (岡山市中区古京町1-1-17)	086-272-3995
備中県民局管内 (倉敷市・新見市を除く)	備中県民局健康福祉課事業者第二班 (倉敷市羽島1083)	086-434-7064
美作県民局管内	美作県民局健康福祉課事業者班 (津山市椿高下114)	0868-23-1291

※ 提出方法等については、各県民局に御確認ください。